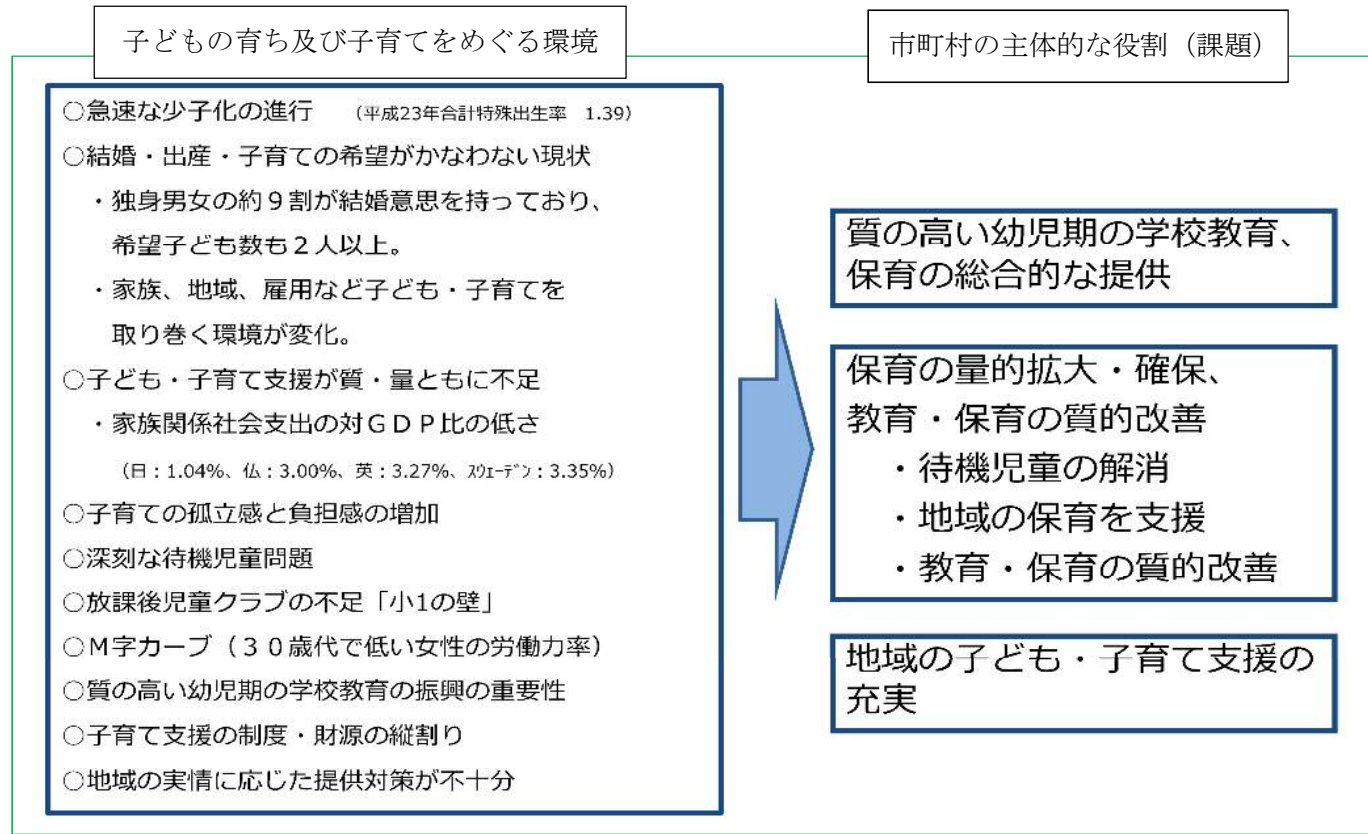


## 1 子ども・子育て支援における現状と課題



## 2 法律の概要

「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)、いわゆる3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、3つの法律が平成24年8月に成立しました。

### ◆子ども・子育て関連3法

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- (3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ◆3法の趣旨

- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ◆主なポイント

- ・認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ・施設型給付及び地域型保育給付の創設

3歳未満	3歳以上	
保育	保育	幼児期の学校教育
施設型給付又は地域型保育給付		施設型給付

- ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)

※ 制度実施は、消費税の引き上げ(平成26年4月に8%、平成27年10月に10%)による、国・地方の恒久財源の確保を前提

## 3 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

- 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

**負担割合**

国	1/2
県	1/4
市	1/4

- 児童手当 負担割合 給付種別により国、県、市の負担割合が異なる。現行どおり

### 地域子ども・子育て支援事業 13事業

#### ①利用者支援<新>

※ 子どもと保護者の身近な場所において、相談に応じ、情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業

#### ②時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行う事業

※ 延長保育事業

#### ③教育・保育に必要な物品、行事参加費用等、実費徴収にかかる補足給付を行う事業<新>

#### ④特定教育・保育施設等、本制度への民間事業者の参入を促進するための事業<新>

#### ⑤放課後児童健全育成事業

※ 川崎市においては、保護者の就労等に関わりなく、全ての児童を対象とした「わくわくプラザ」事業が該当

#### ⑥子育て短期支援事業

※ 児童養護施設等に一時的に入所する事業

#### ⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

#### ⑧養育支援訪問事業\*1、要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業\*2

※1 支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援、育児・家事援助などを行う事業

※2 子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るための取組を支援する事業

#### ⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

#### ⑩一時預かり事業

#### ⑪病児・病後児保育事業

#### ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

#### ⑬妊婦健康診査

負担 市町村の負担

都道府県は、市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付できる。

国は、市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付できる。



## 4 新制度に向けた取組

### (1) 地域の子育て支援に関するニーズを調査・把握した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定

#### ▶平成27年度～平成31年度を計画期間とし、一定区域ごとの地域ニーズに対応した計画の策定

- ・現状とニーズ調査を踏まえた支援の量の見込みとその確保の内容の検討
- ・幼稚園等の市外利用に係る調整等、広域調整
- ・市の「子ども・子育て会議」の意見を踏まえた計画の立案、策定

### (2) 待機児童解消を目指した保育の基盤の確保

- ▶認可保育所の整備 → 待機児童解消に向けた認可保育所整備、公立保育所の計画的な民営化に向けた対応
- ▶認可外保育事業の新制度への対応 → 川崎認定保育園等認可外保育施設や共同型家庭保育福祉員の新制度への移行支援、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育等）の3歳児以降の保育の保障 等
- ▶サービスの質の確保・向上 → 保育士の確保策の検討
- ▶地域子ども・子育て支援事業の対応 → 延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の計画的な整備

### (3) 幼稚園の新制度への対応

- ▶幼稚園の意向に基づく対応 → ①施設型給付「認定こども園」への移行支援、②施設型給付「幼稚園」の給付設計、現行制度のまま私学助成を受ける「幼稚園」への支援の充実、長時間預かり保育の充実

### (4) 地域子ども・子育て支援事業（保育関係を除く）への対応とその検討

- ▶放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）への対応、地域子育て支援拠点事業のあり方、短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充・実施

### (5) 質の確保・向上のための基準の検討と条例制定

- ▶認可の基準への対応 → 幼保連携型認定こども園と地域型保育4事業の検討と条例制定
- ▶確認制度への対応 → 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育4事業の運営基準検討と条例制定、公立保育所に関する規定（利用定員の設定、利用者負担に関する規定等）の整備
- ▶設備及び運営の基準と支給認定基準の条例化の検討 → 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の条例制定と施設型給付・地域型保育給付の認定基準の条例化の検討

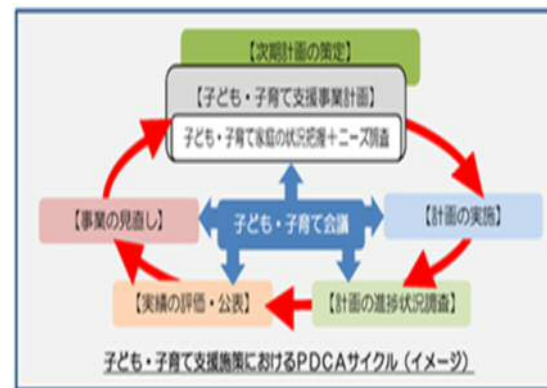
## 5 子ども・子育て会議について

### ▶目的

子ども・子育て会議は、本市の子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するうえで重要な役割を果たすことから、保護者や子ども・子育て支援従事者等、子ども・子育てに関係する方々を委員として設置するものです。

### ▶役割

会議は、保護者や子ども・子育て支援従事者等が、子ども・子育て支援に関する政策立案（子ども・子育て支援事業計画の立案）から点検・評価・見直し（PDCA サイクル）において、一貫して関与することにより、地域の子育てニーズを政策プロセスに反映させ、すべての子どもの健やかな成長のための環境整備・確保に寄与するものです。



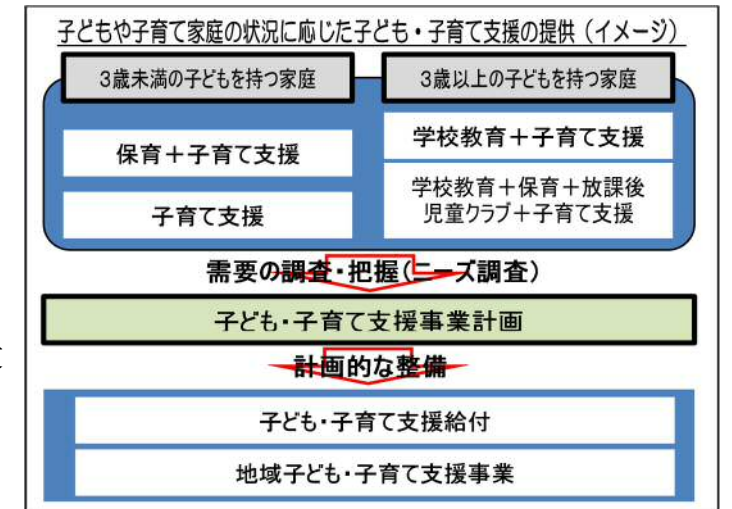
## 6 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、地域のニーズに基づいた「給付・事業」を実施するための計画です。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定され、全市町村においてこれを策定するもので、平成26年度中に計画策定の予定です。

《平成25年度の主な取組》

- ① 計画の策定に向けた子ども・子育てに関するニーズ調査の実施
- ② ニーズ調査結果を踏まえた子ども・子育て支援事業計画素案の作成



【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項 概要】

	施設型給付	地域型保育給付	地域子ども・子育て支援事業
必須記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育・保育提供区域の設定</li> <li>◆各年度における教育・保育の量の見込み</li> <li>◆実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各年度における事業の量の見込み</li> <li>◆実施しようとする事業の提供体制の確保の内容とその実施時期</li> </ul>
参酌標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進に関する体制の確保の内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園普及に係る基本的な考え方</li> <li>○質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策</li> <li>○教育・保育施設及び事業を行う者との連携、教育・保育施設と小学校との連携の推進方策</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画期間内における目標事業量の設定</li> </ul>
任意記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等</li> <li>◆産後の休業及び育児休業における教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項</li> <li>◆子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【都道府県との連携】</li> <li>○児童虐待防止対策の充実、○母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、○障害児施策の充実等</li> </ul> </li> <li>◆労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境整備に関する施策との連携に関する事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について</li> </ul> </li> <li>◆市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時期、計画期間、点検・評価について</li> </ul>		